

議 事 日 程 （第 6 号）

令和7年3月13日（木曜日） 午後3時15分 開議（本会議）

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 8号 令和7年度遊佐町一般会計予算

議第 9号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第10号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第11号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和7年度遊佐町水道事業会計予算

議第13号 令和7年度遊佐町下水道事業会計予算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出について

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第14号 遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第 4 議第15号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

日程第 6 議第17号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 議第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第19号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第20号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第21号 遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第22号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第12 議第23号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第24号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第15 議第25号 財産の無償貸付けについて

日程第16 議第26号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の

一部変更について

- 日程第 17 議第 27 号 R6 災 46—102 江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議第 28 号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議第 29 号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議第 30 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第 21 議第 31 号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更について
- 日程第 22 議第 32 号 庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- ※人事案件の審議及び採決
- 日程第 23 議第 33 号 遊佐町監査委員の選任について
- 日程第 24 議第 34 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 議第 35 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第 26 議第 36 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第 27 議第 37 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第 28 議第 38 号 副町長の選任について

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 ※予算審査特別委員会
- 議第 8 号 令和 7 年度遊佐町一般会計予算
- 議第 9 号 令和 7 年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第 10 号 令和 7 年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第 11 号 令和 7 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 12 号 令和 7 年度遊佐町水道事業会計予算
- 議第 13 号 令和 7 年度遊佐町下水道事業会計予算
- ※請願事件の審査結果報告及び採決
- 日程第 2 請願第 1 号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出について
- ※条例案件の審議及び採決
- 日程第 3 議第 14 号 遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 4 議第 15 号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第 16 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

- 日程第 6 議第 17 号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 7 議第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第 19 号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第 20 号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議第 21 号 遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議第 22 号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 12 議第 23 号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議第 24 号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 ※予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 15 議第 25 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 16 議第 26 号 令和 6 年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更について
- 日程第 17 議第 27 号 R 6 災 4 6—1 0 2 江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議第 28 号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議第 29 号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議第 30 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第 21 議第 31 号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更について
- 日程第 22 議第 32 号 庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更について
※人事案件の審議及び採決
- 日程第 23 議第 33 号 遊佐町監査委員の選任について
- 日程第 24 議第 34 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 議第 35 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第 26 議第 36 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第 27 議第 37 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第 28 議第 38 号 副町長の選任について
※発議案件の審議及び採決
- 日程第 29 発議第 2 号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

☆

出席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊佐亮太君	2番	伊原ひとみ君
3番	駒井江美子君	4番	今野博義君
5番	渋谷敏君	6番	本間知広君
7番	那須正幸君	8番	佐藤俊太郎君
9番	菅原和幸君	10番	土門治明君
11番	斎藤弥志夫君	12番	高橋冠治君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永裕美君	副町長	池田与四也君
総務課長	鳥海広行君	企画課長	渡会和裕君
産業課長兼 農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 会計管理 者	伊藤治樹君
教育長	土門敦君	教育委員 会長	荒木茂君
農業委員会 会長	佐藤充君	選挙管理 委員会 会長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主任 伊藤歩美

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後３時１５分）

議 長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

それでは、請願事件の審査結果報告及び採決に入ります。

日程第２、請願第１号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出について、文教産建常任委員会、駒井江美子委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、駒井江美子委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（駒井江美子君）

令和７年３月１３日

遊佐町議会

議 長 高 橋 冠 治 殿

文教産建常任委員会

委員長 駒 井 江美子

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

１ 付託審査事件名

請願第１号 国による学校給食の無償化を求める意見書提出について

２ 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

３ 審査の期日

令和７年３月３日

令和７年３月７日

令和７年３月１０日

議 長（高橋冠治君） それでは、請願第１号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。本件について、委員長報告のとおりこれを採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、請願第1号は、これを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第28の次に発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを追加し、日程第29といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを追加し、日程第29とすることに決しました。

それでは、条例案件の審議及び採決に入ります。

日程第3、議第14号 遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないので、これで討論を終了いたします。

これより議第14号 遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第15号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第17号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第19号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第20号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第21号 遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第22号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第23号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第24号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第8号 令和7年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算5件について、予算審査特別委員会、駒井江美子委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、駒井江美子委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（駒井江美子君）

令和7年3月13日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

予算審査特別委員会

委員長 駒井江美子

審 査 結 果 報 告 書

令和7年3月6日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第8号 令和7年度遊佐町一般会計予算

議第9号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第10号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第11号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和7年度遊佐町水道事業会計予算

議第13号 令和7年度遊佐町下水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

令和7年度遊佐町一般会計予算については、慎重に審査した結果、修正承認した部分を除くその他の部分を原案のとおり決定すべきであると決した。

令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計予算ほか、4件の特別会計等予算については、原案のとおり決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれ議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第8号 令和7年度遊佐町一般会計予算に対する予算審査特別委員会、駒井江美子委員長から提出されました修正案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

続いて、修正前の原案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第8号 令和7年度遊佐町一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する予算審査特別委員会、駒井江美子委員長から提出されました修正案を採決したいと思います。

議第8号 令和7年度遊佐町一般会計予算に対する修正案についての件を採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は修正案可決であります。本件を委員長報告のとお

り決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、議第8号 令和7年度遊佐町一般会計予算の修正承認した部分を除くその他の部分の原案について採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は修正可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、修正承認した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第9号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議第10号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第10号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第11号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について起立により採決いたしま

す。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 令和7年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第12号 令和7年度遊佐町水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 令和7年度遊佐町下水道事業会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第13号 令和7年度遊佐町下水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否については、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決に入ります。

日程第15、議第25号 財産の無償貸付けについての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 財産の無償貸付けについての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第26号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第27号 R6 災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 R6 災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第28号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） では、私から質疑をさせていただきます。

指定管理についてということでの質疑になります。以前の質疑の際に、指定管理については、なかなか協定される期間、協定の開始期間と議会のほうに上程される期間が非常に短いということで、今回の協定期間も4月1日からということになっています。3月定例会に上程されるということになりまして、恐らく努力はいただいているのだと思うのですが、こういった指定管理の指定については、例えば前年の12月定例会ですとか、9月定例会ですとか、もう少し余裕を持っての動きということをお願いといいますか、お話をしていたと思っていたのですけれども、恐らく努力はいただいているのだと思います。この後も、このようにぎりぎりということではなくて、少なくとも前年の定例会の中で上程いただけるというようなお考えがあるのか、そこら辺だけお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今議員の言われたとおり、こちらについてはなるべく早くということで取り組んでまいりましたが、6年度始まりまして、いろいろ調整等、今回も指定管理の団体が替わるというようなことでございますので、調整に取り組んできておりましたけれども、そういったところに非常に時間を要しながらといいますか、丁寧な説明を続けてきた、そういった中でやはりちょっと時期的にはこういった3月議会ということにずれ込んでしまったというようなところでございます。今後、そういった様々な懸念もございますので、早めに上程できますように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第29号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、本間知広議員の退席を求めます。

（本間知広議員 退席）

議長（高橋冠治君） 直ちに質疑に入ります。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それでは、ちょっとお尋ねさせていただきます。

一応この議第29号、指定管理者について、これについては特に問題ございませんが、ちょっと経過につ

いて質問させていただきます。指定管理料については先ほど議決いただいております、令和7年度は比較して290万円ほど増額となっておりますので、それについては特にここで質問するわけではございません。昨日の予算審査特別委員会のほうで、質疑の中で、指定管理料の部分で、移動図書館的な部分のものも含んでいるということの課長の答弁であったと理解しております。それについては、リースの車のリース料も含むというような答弁であったと、たしか聞いたと理解しておりますが、実はこういう動きがあるということをおも風の流に、年末頃にいろいろお聞きしたことがありました。県内では河北町で、ベにばな号というのですか、令和5年の7月に新車更新しているようで、そのような部分で動きがある中で、私個人としては、今非常に全てがスマホとかデジタル化が進んでいる中で、あえて電子書籍化の時代にこういう取組がなされるのか、ちょっと疑問には感じております。やはり書店といいますか、県内の書店もかなり経営が厳しいという状況の中で、あえて移動の図書館。遊佐町ではそういうことが今まであったかちょっと私も記憶はございません。そんな中であえて質問したいのは、例えば指定管理者と教育課のほうでこういう提案あったからこそ、このように指定管理料に含めたと私は思うのですが、その指定管理者との協議の内容について、年間を通してどういう会議を持っているのかどうか、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今、指定管理者との協議ということでございました。図書館の運営につきましては、年2回、図書館協議会で現在の経営状況ですとか、施設の運営ですとか、そういったものを関係者を交えた中でいろいろご質問したりとか、討議しながら進めております。また、教育委員会でも経営訪問ということで年1回、教育委員の皆様と訪問して、今の図書館の状況ですとか、それから利活用の状況、そういったものを説明いただきながら、こちらのほうでも現在内容を把握しているところでございます。そして、またあと指定管理している関係で、こちら社会教育係の担当になりますので、係長を中心に指定管理者のほうといろいろ打合せしながらこれまで進めてきたところでございます。そういう中で、移動図書館事業というのは町の方針としてこれからやっていくというようなところで、指定管理者のほうにも協議しながら受け入れてもらったというようなところでございます。まずは、今様々インターネット社会ということではございますけれども、やっぱり本を読むことの大切さですとか、本で得られる知識、ネットですと簡単に自分の知りたいものが分かるというようなところではございますけれども、そうでなくて、やはり自分でいろいろな本を選んで、そしてそこからいろんな知識ですとか楽しみを見いだしていくという、そういった読書活動の推進を展開していくというようなことで、この移動図書館事業を町として取り組んでいくということで、指定管理者とも協議してきたところでございます。今回、予算の中に入れてこちらにも計上させていただいたのですけれども、軽ワゴン車ということで、移動図書館車というような、かなりすばらしい特殊な車両ではございませんけれども、その車の機能を生かして、今まで図書館に行くことができなかった人たち、そういった方々へ本の貸出サービスをしていくということで事業の展開をしていきたいと思っておりますので、町民の読書活動の推進という観点から、これまでもまちづくりセンターで団体貸出しの図書とか、そういったこともやってきておりました。そういったものをいろんな施設に広げたりとか、そういったこともできると思っておりますので、これから指定管理者のほうともいろいろ打合せしながら、よりよく事業展開してい

ければなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

6番、本間知広議員の除斥を解きます。

（本間知広議員 入場）

議 長（高橋冠治君） 日程第20、議第30号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第31号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） すみません。それでは、酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更についての部分で、企画課長……所管が。よろしいでしょうか。

議 長（高橋冠治君） はい、許可します。

9 番（菅原和幸君） 申し訳ございません。この件について若干お尋ねさせていただきます。

この協定は、酒田市を中心とする圏域と遊佐、三川、庄内町の3町が平成26年の年に協定を結んだと思っております。そんな中で、平成27年の3月から5年間で第1期の共生ビジョンをつくったと思っておりますし、本年度までが第2期ビジョンをつくった。それで、令和7年から5年間で第3期ということで、今年の1月の17の日に酒田市役所のほうで庄内北部定住自立圏の形成推進会議というのですか、これがあって、町長、多分企画課長等が出席されたと思っております。そんな中で、今日ここで議決になればこれがスタートしていくわけなのですが、ちょっとその第2次情報で大変申し訳ないのですが、企画課長のほうに、今回第2期ビジョンを精査した結果、5つの事業が廃止になっているという、第2次情報的な情報が入ってきました。その2つほどが文化財の保護と利活用推進事業、それから企業振興の推進など5つの事業が廃止になったという、第2次情報ということは新聞記事をちょっとメモした程度なのですが、これについてお尋ねしたいのですが、実は総務厚生常任委員会でこの協定を結ぶことによって特別交付税の対象になるということを私は確認したところですが、基本的に文化財の保護とかとなりますと今遊佐のほうでかなり大きい重要な部分を占めているものですから、その辺でいくと非常にこれからの予算編成等に影響があるのかなと勝手な思いなものですから、影響はなければいいのですが、ちょっとその辺の経過について、首かしげていればちょっと、返答ができないとすれば後ほどでも結構ですので、ここでまず答弁できる範囲内でお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいま庄内北部定住自立圏形成協定の関係の中での廃止になった部分のご質問ということになりますけれども、廃止事業としましては、こちら把握しておりますのは一応3件ございまして、その中の今お話ありました文化財の保護及び利活用についての部分が廃止になったということになっているのですけれども、こちらの内容を少しお話ししますと、酒田市と遊佐町におきましては、年に1度、民俗芸能団体が公演する機会を設けていますと。遊佐町の場合は、民俗芸能公演会、回数かなり重ねておりますけれども、三川町さんと庄内町さんのほうではそういった機会がない、設けていないということのようでございます。そのため、民俗芸能団体間の相互交流ですとか、各団体の情報を住民に周知する機会がないといったような判断に立ちまして、今回この部分が廃止となったということでございました。

あと、この協定を結ぶことによる財政的支援ということで国からあるわけでありまして、遊佐町におきましては1,800万円頂いているという実態がございます。この上限金額満額、毎年遊佐町の場合いただいているということでありますので、財政的な面からいけば、こういった協定を結ぶというのは必要なことでもあるかなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第32号 庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議及び採決を行います。

日程第23から日程第28まで、議第33号 遊佐町監査委員の選任についてはほか5件の人事案件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町 長（松永裕美君） 提案理由を述べさせていただきます。

それでは、議第33号 遊佐町監査委員の選任について。本案につきましては、本町監査委員、本間康弘氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、再び監査委員として選任するため、提案するものがあります。

議第34号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員として菅原恵美氏を適任者として認め、選任するため、提案するものであります。

議第35号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員、工藤喜代子氏の任期が令和7年6月30日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

議第36号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員、菅原麻理子氏

の任期が令和7年6月30日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

議第37号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の土門尚三氏の任期が令和7年6月30日で満了となるため、新たに佐藤るみ氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

議第38号 副町長の選任について。本案につきましては、本町副町長、池田与四也氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たに高橋務氏を副町長として選任するため、提案するものでございます。

以上、人事案件6件についてご説明申し上げさせていただきました。議員各位皆様、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時05分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時30分）

議 長（高橋冠治君） 町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

松永町長。

町 長（松永裕美君） 令和7年度施政方針につきまして、内容に一部誤りがございましたので、先に訂正させていただきたく、施政方針10ページ、下から6行目でございます。皆様、タブレットを御覧くださいませ。「_____」、この一文でございます。こちらを削除させていただきます。申し訳ありませんでした。おわびした上で訂正させていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 続きまして、日程第23、議第33号 遊佐町監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第24、議第34号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第25、議第35号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第26、議第36号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第27、議第37号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第28、議第38号 副町長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの議題であります副町長の選任につきましては、会議規則第82条の規定に基づき、無記名投票で表決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は無記名投票で表決することに決しました。

なお、会議規則第83条の規定により、可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票をお願いします。

なお、皆さんに申し上げます。白票の取扱いについては、会議規則第84条の規定により、白票及び賛否の明らかなでない投票は否とみなし反対といたしますので、間違いないように記載をしてください。

それでは、投票に入ります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議 長(高橋冠治君) ただいまの出席議員は、本職を除き11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、遊佐亮太議員と2番、伊原ひとみ議員の両名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(高橋冠治君) ご異議なしと認め、両名を開票立会人に指名いたします。

投票用紙を配付させていただきます。

(投票用紙配付)

議 長(高橋冠治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議 長(高橋冠治君) 投票箱に異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。本案を可とする場合は賛成と、否とする場合は反対と投票用紙に記載の上、議会事務局長の点呼に応じ順次投票願います。また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後、左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、議会事務局長をして点呼を命じます。

土門議会事務局長。

事務局長(土門良則君) (点呼)

(投 票)

議 長(高橋冠治君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

(開 票)

議 長(高橋冠治君) 投票結果の報告をいたします。

投票総数は11票であります。これは出席議員数に符合しております。

有効投票は11票、無効投票は0票。

有効投票のうち

賛成 8票

反対 3票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意を与えることに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長(高橋冠治君) 次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第29、発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長(土門良則君) 上程議案を朗読。

議 長(高橋冠治君) お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果、採択となったものであり、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第578回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れでありました。ご苦労さまです。

(午後4時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年3月13日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 伊 原 ひ と み

遊佐町議会議員 駒 井 江 美 子